

景観法運用にあたって活用した科学的根拠

自治体名：新潟県新発田市 導入時期：平成20年3月～

事例名称：D/H比を用いた厳しい形態意匠制限を求める範囲の設定

根拠区分：学術知見／実態調査／他制度根拠／その他

活用区分：区域設定／制限設定／処分等判断／その他

事例概要：「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」は、新発田市のシンボルである新発田城や寺社が建ち並び、城下町四百年の歴史に育まれた歴史・文化資源が点在しており、城下町の雰囲気を持つ歴史的景観を形成している。本市の景観計画では、当該区域においては、「歴史景観重要道路」を定め、その道路中心線から両側20mの範囲とそれ以外の範囲に分けて形態意匠制限を定めている。この20mの範囲境界は、建物と視点間の距離（D）と建物の高さ（H）の比率が、 $D/H=2$ の関係にあるとき、建築物を全体として見るができるとする学術知見をもとに設定している。

活用対象：景観法第8条第4項第2号イに基づく形態意匠制限について、範囲を分けて設定するにあたっての範囲分けの根拠として活用。

考え方：建築物の高さの約2倍の距離を離れなければ建築物を全体として見るができないとする考え方がある。「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」では建築物の高さは10～12m以下としており、この高さの建築物を前提とした場合、道路中心線に視点を置くと、そこから20mの距離にある建築物が全体として見えることとなり、これより近い距離にある建築物は、全体ではなく細部を見ることになる。このため、建築物の細部が景観に与える影響が大きいと考えられる道路中心線から両側20mの範囲について、屋根形式に加え外壁や建具を含めて形態意匠制限を設定した。一方、個々の建築より一群の建築として見る場合は建築物の高さの約3倍の距離になるとされており、道路中心線から両側20mを超える範囲については、個々の建築物の細部が景観に与える影響は小さく、一群の建築として見ても景観上の影響が大きいと考えられる屋根形式のみを形態意匠制限として定めた。

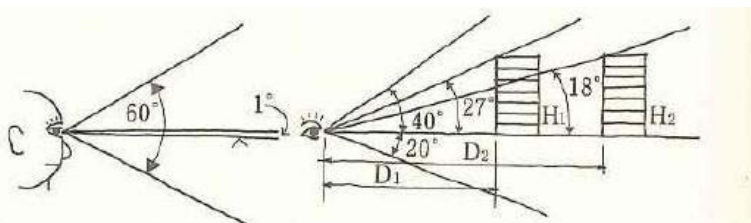


図18 建物と視界の関係 建物の高さ(H_1)の2倍の距離(D_1)をとって見ると、建物を全体として見るができる。その仰角(θ_1)は $\tan\theta_1=1/2$, $\theta_1=27^\circ$ 、一群の建築として見るときは、 $D_2=3H_2$,すなわち $\tan\theta_2=1/3$, $\theta_2=18^\circ$ となる。

引用元：芦原義信『街並みの美学』p69～74, 岩波書店(1979)

その他：